

広報 NO.86

1カッパ



ハイ/アーンして

50年度の新入学児童の健康診断が行なわれたときのスナップです。

このあと知能テストが実施されましたが幼児教育の成果を発揮し、難問を軽く解いておりました

おもな内容

- ☑国土利用計画法施行
について……2
- ☑水道料金の改定を検討……3
- ☑指定水道工事店がき
まりました……3
- ☑児童手当の改正……3
- ☑森林法の改正……4
- ☑公害防止資金貸付
受付開始……4
- ☑所得申告は早めに……4
- ☑日本一をめざして……5
- ☑善意の寄付ありがとう……5
- ☑赤い羽根共同募金おわる……5
- ☑沿岸漁民を殺すのか……6
- ☑新入学児童名簿……6

2月号

美しい国土と住みよい国土を 守るために

～国土利用計画法施行について～

最近、道内でも地下の異常な高騰、土地の投機的な買占め、乱開発の進行などがみられ、土地問題の解決が道行政の推進上の重要な課題となっております。

道ではこれまで乱開発を防止するため条例の制定をしたり、土地取引を適正な方向に導くため指導の強化をはかるなど土地対策につとめてきました。

国においても昨年6月に国土の総合的、かつ計画的な利用と土地取引の規制などを目的とする「国土利用計画法」を制定して土地対策に積極的に推進していくことになりました。

この法律は、昭和49年12月24日から施行され、

イ. 国土利用計画と土地利用基本計画の策定

ロ. 土地取引の規制

ハ. 遊休土地の利用促進

の三つの柱からなっており、要点は次のとおりです。

1. 国土利用計画の策定

国土の総合的かつ計画的な利用を確保するため国や道、そして市町村はそれぞれの区域について利

用計画を定めることとされています。

2. 土地利用基本計画の作成

知事は、その区域について、都市地域・農業地域・森林地域・自然公園地域・公園地域・自然保全地域の五つの地域とこれら地域の土地利用の調整に関することなどを内容とする「土地利用基本計画」を定めることとされています。

この計画は、土地取引の規制・開発行為の規制・遊休土地の措置などを実施するための基本となるものですが、計画を作るときには、市町村長の意見をきくこととされています。

3. 土地取引の規制

土地取引の規制は、許可制と届出制の二つの方法で行なわれます。

㊦ 土地取引の許可

投機的取引や地価上昇がいちじるしいところ、またそれらの恐れがあるところを、知事は「規制区域」として指定し、その区域内に

所在する土地について、売買などの契約を結ぼうとする場合には、すべて市町村長を経由して知事の許可を受けなければなりません。

この許可を受けずに結んだ契約は無効となります。

なお、知事は取引価格と利用目的の両面から審査し、許可するか、



不許可にするかを定めることになっております。

㊦ 土地取引の届出

規制区域以外の地域において一定規模 (イ)都市計画法に基づく市街化区域では2000㎡、(ロ)それ以外の都市計画区域では5000㎡ (ハ) (イ) (ロ)以外の区域では10,000㎡) 以上の土地について、売買等 (予約、賃貸借を含む) の契約を結ぼうと

する場合には市町村長を経由して知事に届出しなければなりません。またその届出の日から6週間以内は契約を結んではならないことになっています。

届出があった場合、知事は許可の場合と同様取引価格や利用目的からみて不適当と思うときには、その取引の中止や土地価格の引下げなどについて勧告することになります。

この勧告を受けられないときは、知事はその内容を公表することに

(届出を要する面積と同じ) 以上の一団の土地について取得後9年以上過ぎても住宅、あるいは事業団の施設、その他の用途に使われていないなど一定要件を備えていないときは、所有者に対し、その土地が「遊休土地」であることを通知し、この通知を受けた時から6週間以内に、この土地の利用または処分についての計画を市町村長を経由して届出させることとなります。

その計画が不適当なときは、知事は計画変更などの勧告をし、勧告に従わない場合は買取りのための協議を行なわせるなどの措置を講じ、有効適切な利用をはかることにしています。

なお、昭和44年1月1日以降にこの法律の施行までに取得した土地で前に述べた要件に該当する土地についても法施行後2年間に限って先に述べたと同じに遊休土地の措置をとることになっています。

これらの届出などを怠りますと罰則の適用もありますので十分にご注意下さい。

届出などのくわしいことは企画課企画係へおたずね下さい。

なります。

4. 遊休土地に対する措置

このほか投機的に取得されたまま放置されている土地の有効利を促進するため遊休土地に対する措置を規定しています。

知事はこの法律によって許可、または届出を経て売買等がなされた土地で、その面積が一定規模

水道料金の改定を検討

～4月1日からの予定～

村の水道事業会計の経営内容を12月号広報「しかべ」でお知らせいたしました。46年度～49年度までの赤字の累積は約1,000万円～1,400万円にものぼるものと予想されます。

この赤字の主たる原因は当初の「上水道施設建設」のためにおこした起債などの元利償還金があるわけで、昭和50年度においては7,600万円が見込まれております。

この企業債の償還は昭和77年まで続くことになっております。

ことしの経営内容をみますと、1,500万円の収入に対し、2,100万円の支出が予定され約600万円の赤字が予想されます。

ご存知のとおり、水道事業会計は公営企業会計で独立採算方式をとっており、水道事業経営にかゝる経費は水道料金でまかなうということになっております。

このように水道会計では水道料金や工事から入る収入だけでまかなわれ、他の補助制度など一切ありません。

そこで、昭和39年より以来11年間、水道料金は凍結されたままになっており、このままの状態からしますとその赤字はダルマ式に増えることとなります。

このため、向う2ヶ年(51年度)までの水道経営を安定させるため4月1日より水道料金を改定せざるを得ない状態となっております

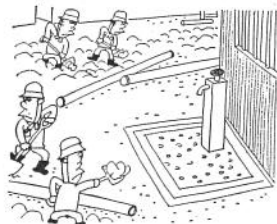
水道料金は、何といても一般家庭から上る料金収入が多いわけで、一般家庭を基準として用途別に改定する方向で検討しております。

このことはすでに昨年の部落懇談会などでその必要性などを訴え、皆様のご理解を得たところであります。

大体の案としては、一般家庭の基本使用水量10㎡まで400円を700円程度に値上げし、これまでのメーター器料をそのまますえ置き超過料金1㎡につき90円を50円程度にしたいと考えます。

これによりまして、4月1日から水道料金の改定がされますと、一般家庭での1ヶ月の料金は800円程度となり、超過料金1㎡につき50円を加えた額となるわけです。

とかく公共料金値上げ問題が云々される今日、各ご家庭での負担が重なる時ですが、深いご理解を得たいと思うわけであります。



鹿部村水道事業給水条例第7条に(工事の施行)が規定されており、「給水装置を新設したり、撤去したりする時の設計や、工事は村長が施行する」となっております。

これにもとづいて従来から村がそ

ります。

この場合、業者から工事の都度、工事検査の申請を受け、それにもとづいて、村では工事の設計審査及び材質検査、しゅん工後の検査を行なうこととなっており、村の上水道給水条例及び規程にも

指定水道工事指定店がきまりました

～1月1日から～

宇宮浜 谷内設備工業KK

れぞれ、各家庭への専用栓の取り付けを行なって来ましたが、この条例後段にはさらに次のように規定されております。

「ただし、止水栓以下の給水装置の設計及び工事については、村長が指定する者が施行することができる」とされております。

つまり、村長が指定した水道工事店がメーター器から中の工事(家の中)について工事をするということでもあります。

それと、場合によっては一括、村の指示に従って本官から引込む外の工事もできることとなっております。

とづいた一定の基準にあわせた検査を行なうことになるわけです。

この条例の規定にもとづいて宇宮浜にある谷内設備工業株式会社鹿部支店より指定店としての申請をしていたもので、50年1月1日より、同会社を指定店としました。

◎ 屋内の水道工事は指定店で

前述のとおり、指定店では屋内の工事を行ないますので、従来、村で工事しておりました専用栓新設、修繕は指定店が行なうこととなります。

◎ 料金は

村が今までやっていた工事が業者がやることによって工事費が高くなるのではないかと心配されると思います。もちろん、村の水道でも公営企業という企業体ですから利益をあげなければならないの

と同じで、業者も当然のことながら利益を上げなければなりません。しかし料金の決定は、村の単価などと合わせ、チェックされることとなりますから、けたはづれの料金とはなりません。

◎ 管理はあくまで村が行ないます

水道の管理は今までと同じで村がその管理にあたるわけです。ですから、冬期間の凍結などは村がその修繕をすることとなります。

したがって、村の水道課は、本来の水道管理に専念できることとなるわけです。

月額 4,000円

○ 今月支給される児童手当が一人 月額 4,000円となりました。

○ 今まで12,000円支給されていた人は 16,000円となります。

緑を守るために

森林法改正による 林地開発許可制度の施行

森林法の一部を改正する法律が10月9日に施行され、林地開発許可制度が発足いたしました。

本号ではその主な内容をお知らせいたします。

規制の対象となる開発行為とは
知事の許可を受けなければならぬ開発行為の対象となる森林は、地域森林計画の対象地の民有林で、その規制の対象となる開発行為の内容は「土地の形質を変更する行為」ということです。

具体的な例としては、ゴルフ場・スキー場・遊園地等のレジャー施設の建設や住宅団地・分譲別荘団地・工場又は事業用地の造成、鉱物の採掘のための露天掘・採石・砂利・土砂の採取、農地草地の造成・道路の建設等はもちろんのことであるが、林業経営上必要な伐採のための搬出路の敷設、土場や作業小屋用地の造成、造林のための作業路の敷設、ブルドーザー地ごしらえ等も含まれます。

開発行為の規模とは
普通一般の開発行為は、実際に土地の形質を変える区域の面積が1ヘクタールを超える場合、たとえば

住宅団地の造成をする場合であれば、造成するために土工工事で土が実際に移動する面積及びこれらの造成工事のための附帯施設（取り付け道路・建設棟・土捨場等）として土地の形質を変える面積が合せて1ヘクタールを超えるときは許可が必要となります。

道路だけをつくるときは、幅員が3メートルを超える場合であって、かつ、その道路をつくるために切土・盛土・捨土をするために実際に土地の形質を変える面積が1ヘクタールを超える時も許可が必要となります。

しかし、3メートルを超える道路を敷設する場合であっても土地

の形質を変更する面積が1ヘクタールを超えないときや、幅員が3メートルを超えない道路の場合でその延長が長く、実際に切土・盛土・捨土で土地の形質を変更する面積が1ヘクタールを超えた時でも許可は必要としません。

但し幅員が3メートルを超える道路と超えない道路が複合してつくられる場合は、一体の行為としてその土地の形質を変更する面積が1ヘクタールを超えるときは許可が必要となりますのでご注意ください。

許可申請など詳しいことは役場産業課林務係におたずね下さい。



公害防止資金貸付の受付開始

村内において、事業を営み（個人・会社）公害防止の施設整備や公害防止の為の工場移転を考えている皆さんを対象に、毎年北海道公害防止基金協会で公害防止資金を貸付しておりますが借入を希望する方は役場企画課にお申し込み下さい。

○貸付対象

道内に工場又は事業場を有し、1年以上の営業実績を有するもので、公害を防止するために必要な器具・機械・装置・工作物・建物及び土地の設置・取得・移転又は改造（改善）を行なうものに対し貸付する。

○貸付の条件

- 1.貸付対象施設の80%に当する相額以内とし、一対象者への限度額は2,000万円とする。
- 2.償還期間は、10年以内（2年以内の据置を含む）とする。
- 3.利率は、年3%とする。

所得の確定申告はお早めに！

申告についての相談はお気軽においで下さい。

昭和49年分の所得税の確定申告と納税は2月16日から3月15日までですが、期限が間近になると税務署の窓口がたいへん混雑し、落ちついて相談ができなかったり、長時間待っていただくことにもなりますので、申告の相談はなるべく早めにお出かけ下さい。なお、函館税務署では納税者の利便を考えて、税務署の相談窓口の外に役場にも申告相談会場を設けること

4.貸付の方法は証書貸付とする。

○貸付申込

2月末日までとする。

○必要書類

- 1.公害防止施設改善計画書。
- 2.最近2ケ年の各決算期における財産目録・貸借対照表及び損益計算書（個人は収支計算書・資産負債説明書）。
- 3.貸付対象施設の改善に要する費用の見積書。
- 4.法人は登記簿謄本及び定款、個人は住民票謄本。
- 5.前年度における法人税又は所得税・事業税及び固定資産税の納税証明書。

その他、詳細については担当課において説明いたしますので問合せ下さい。

なお年々借入希望者が増加しておりますのでめ早に申込して下さい。

になりました。

皆さんのご利用をお待ちしております。

相談会場 役場大会議室

相談月日 2月18日(火)

又贈与税の申告期間は2月1日から3月15日までとなっております、昭和49年中に個人から財産をもらった人（40万円を超える財産）は申告と納税が必要となります。

申告についておわかりにならない点は税務署か役場税務課にお気軽におたずね下さい。

日本一をめざして

鹿部中学校卓球部

の練習はじまる

前年度、村長表彰を受け、全道にその名をはせる鹿部中学校卓球部の練習場である青少年会館を新春早々たずねてみました。

寒い体育館で

冬やすみにはいってから毎日4時間の練習量を誇る卓球部は、正月の4日から今年の練習を開始しました。午前9時集合で体育館に一步足をふみ入ると、気温がマイナス6度、重く沈んだ冷たい体育館の中で、15名の部員が、すでに黙々とトレーニングに励んでいる。この日は、卓球部のOBも数名参加。

ラケットを振るその手にあたる空気が冷たく部員らは、時折り手を合わせこすり息をふきかけてはいるが効果はなく、やけに白い息だけが大きく見える。

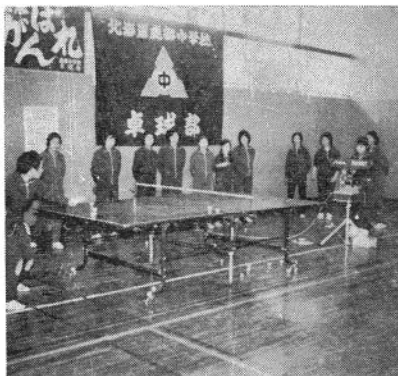
規律正しく緊張の連続

練習内容と時間のわりあては主将が指示を与え部員がそれに従う。練習場の設営は1年生の役割、練習中の私語は許されず、トイレに行くにも先生の許可が必要、礼儀正しくきびしい規律の中

での集団行動が卓球部のモットー。部員はお互いに「ファイト・ファイト」と、するどい気合いを入れる。その合間に先生の声がとぶ。それはボールのとびかう音と緊張の連続である。

9台の卓球台と、自慢のステイガロボットマシン（卓球自動練習機）で技術の向上を目指している。

練習は、個人からグループ、機



械練習からゲームと輪番に計画的に行なわれる。これが毎年すばらしい活躍をしている卓球部の姿だ。

父母の理解と協力

中野先生は「平日はわずか1時間位より練習時間がなく長期休業

や日曜・祭日でなければ十分に練習出来ない。部員の父母の協力もあってスケツの豊漁の時期でも、部員を休ませず、練習に参加させてくれる。今ではむしろ父母の方が熱心だ。だから必ず指導にあたらなければならないし、わずかの時間でも効果的な練習をしなければならない」という。

過去の卓球部の成績は、全道団体優勝2回・準優勝1回・3位入賞1回、個人は準優勝9回、そして全国大会出場4回は、この小さな村の誉れである。

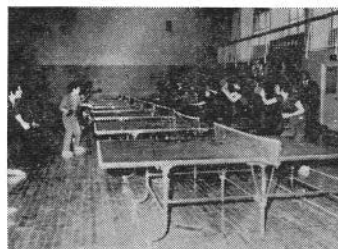
育成会の結成

したがって村民の期待も大きく経済的に支援しようと父母の間で話がもちあがり昨年の4月、鹿部中学校卓球部育成会（会長川村清氏・会員約50名）が結成されました。これは渡島管内や全道的にもめずらしいことで、今までに卓球部に多額の援助があったという。

また月ごとに発行されている卓球部報（村内回覧）は、より村民の高い関心を集めている。

育成会の援助もあって、冬やすみ中に市内高校卓球部との練習試合や中旬に行なわれる函館選抜大会に一般・高校生にまじって参加する計画もあるという。

石油パニックから端を発したインフレは卓球のボール（セルロイド）にも影響し今では1ヶ100円もするという。冬期間は寒さのた



め1日平均4ヶは破損、卓球マシン使用の時は、ボールをストープであたためながら使っているが、「暖房が完備されている体育館であつたら……」とボヤク部員がいた。

今年の目標

今年の目標は……と小野主将に聞くと、「今年はとにかくこの冬やすみ中に今までの遅れをとりもどし、50年度は私達の最後の学校生活なので、チームワークを考えながら悔いのないよう一生懸命がんばりたい。その時になってあわてないように今から普段の練習を真剣にやることにしています」と、謙虚な言葉が返ってきた。

中野先生はズバリ「打倒ノ稚内南中」（前年度全道優勝校）そして「目標のないところに前進はない、だから部員にハッキリ目標を持たせ、着実に歩ませる。その道は長く険しくとも、目標に向かって前進している時は、子どもにとってけっしてマイナスになっていない。集団生活の中では、子ども達は学ぶものはたくさんある。成績にこだわることなくがんばらせた

い」……と。

いくら動いても体があたたまらないという寒さと戦う部員の「ファイト、ノ」のかけ声を背に青少年会館を後にした。

心暖まる善意の寄附 ありがとうございます でした

八雲ヤクルト販売(株) の皆さんより

八雲ヤクルト販売株式会社（八雲町東雲町51・取締役社長宮下龍輔氏）より村内の恵れない人々に少しでも明るいお正月を向えてもらおうと、同社従業員、販売店の皆さんが集め寄った暖かい善意の寄附が去る12月26日村長に手渡されました。

八雲ヤクルト販売の皆さんの暖い心に感謝申し上げます。

《赤い羽根共同募 金おわる》

昭和49年における赤い羽根共同募金運動も49年10月1日より行なわれ、12月31日をもって実施期間が終了致しました。この間村民の皆さん及び各事業所よりの善意の募金額は190,929円となりました。

この募金は全国の恵まれない人々や施設の建設等に活用されま

す。皆様の心暖る御協力誠にありがとうございました。

（北海道共同募金会鹿部部分会）

沿岸漁民を殺すつもりか ソ連トロール船団による漁業 被害増大～死活問題に発展

昨年末からのステソ漁もあまりかんばしくなく、最後の漁に期待をかけ、取れ始めた矢先に、ソ連トロール船団の渡島東部海上出現により、いっきに望みを絶たれ、どん底の谷間に落されてしまいました。

「公海上であるので操業には口をはさまないとしても、生活をしていくために必要な漁網をズタズタにし我々の漁ができなくなるようにしたその行為は人道上絶対にゆるせないことである。又国や道でとっている施策は大手水産企業を守る政策はあっても、我々沿岸漁民を守る政策は全くないことの表われである」(岩島孝治理事)と怒りに体を震わせて言葉を續けてくれましたが、その口から出る言葉は国や道の沿岸漁民に対する無策への怒りの言葉ばかりです。

「漁民の死活問題をどのように、積極的な解決をしていくのか。やっと来た漁を目の前にして網を刺せないでいるこの苦しみを、国や道の関係機関の人たち

は、どこまで知っているのだろうか。このようなことが永びくようであれば、漁業秩序を守ることが困難になってくるおそれがある」(本別・中村久男さん)と顔を曇らせておりました。

漁業者が漁業を営めない苦しみは言にすることは容易なものがあると感じられました。

2月4日現在での被害額は漁網だけでも1,000万円を超えております。休漁分を含めたらかなりの損害額になることがあきらかとなっております。

しかし沿岸漁民がこれ程まで苦しめられていることを知ってか、知らずか、ソ連船団のすぐそばで日本のトロール船が操業しているという、不可思議なことが起っていることも、絶対見逃すことのできない問題であると思います。

沿岸漁民の願いが早期に解決し、一日も早く出漁できることを望むものです。

(この記事は、他の記事を除いて急ぎで載せたものです)



⑥

新入学児童名簿

ことし4月に小学校に入学されるお子さんの名前を皆さんにお届けいたします。もし名前が載っていないか、誤っていたりしているときは教育委員会学校教育係までご連絡下さい。

児童氏名	保護者名
阿部 純子	明
阿部 康子	信一
荒谷真樹子	瞳
青山 友美	俊幸
伊賀野秀樹	壽一
伊藤 昌弘	忠
伊藤 庄子	次雄
伊藤めぐみ	唯夫
伊藤 公一	清一
石田美智子	純治
上平 和利	幸男
遠藤 美幸	幸悦
江崎 隆一	清隆
小田ゆかり	民生
小野寺愛美	信仁
大川 美穂	征頼
小田桐明美	進
小笠原晃子	豊三
川村 宗憲	良三
川村 隼人	幸嘉
川村 照幸	豊
川合 理奈	鳥男
川口佳奈子	俊弘
川原 功子	良次
河辺美知代	芳春
釜沢 芳江	和芳
加賀谷尚子	宗四郎
木村千佳子	勝四郎
木村 陽子	
熊川 和弘	
工藤 和史	
工藤智恵子	
草野 昭仁	
佐藤しのぶ	
佐藤 美紀	
佐藤真津子	
佐藤 和代	
佐藤 順子	
佐藤 和成	
佐藤 俊之	
佐藤 英雄	
佐々木 務	
三宮 久明	
斉藤 善則	
瀬崎 ミカ	
高村 昌秀	
滝 洋子	
高本 香	
高本 昭弘	
龜崎 利勝	
高橋 雄二	
武田 和彦	
天満 千秋	
富家 大一	
中野渡早苗	
中野 都	
中野 維重	
中村 昌隆	
中島日佐夫	
根本 裕子	
根本 匡世	
根本 武和	
野場 昭人	
野田 幸男	
野田 順彦	

敏一	野田 吉彦
忠	半州毛義彦
隆	長谷川政樹
豊次郎	長谷川尚二
安治	平沢 弘子
福勝	平沢 邦子
征郎	平田めぐみ
正敏	平田 康子
春次	平井 明美
喜一	松岡 健
ワカ	松本奈美子
松美	松本真奈美
宏介	松本 春美
慎俊	松本 里美
實	松川 美紀
澄子	三島 香織
貞昭	道場 真弓
褒	宮森 明年
進	村林 明美
昭男	村林 一也
利男	村田 憲生
彰	盛田匡紀子
實	盛田 智子
廣幸	毛利匡佐子
長年	柳沢久美子
昇	柳沢 美里
勝太郎	柳沢 美夏
徳敏	山根 正剛
弘	山内 信夫
鉄春	山田 隆義
晃	吉沢 章子
京子	米本 幸順
留勝	渡部 伸江
勲武	
和俊	

男 42名 | 以上98名
女 56名

治義
勝重
吉政
幸政
幸昌
誠一
正雄
辰信
豊春
豊勝
滋平
喜春
知登
春雄
悦雄
昇
吉美
四夫
兼雄
時次
秀清
策三
義義
雄作
幸